

生後3カ月を過ぎたら

BCG予防接種を受けましょう

～対象は生後3カ月から6カ月未満です～



4月から法の改正でBCG接種の対象年齢が「生後6カ月未満まで」と短くなりました。ツベルクリン反応検査をせずに、直接BCG接種をすることになります。

これは、結核感染前の早い時期にBCG接種をすることで、乳幼児期の重症結核などを予防するためです。

市では、満3カ月以上～6カ月未満の乳児を対象に、次のとおり集団でBCG接種を行います。

体調の良いときに、早めに済ませましょう。

対象年齢と回数

生後3カ月～6カ月未満の乳児に1回
※生後6カ月を過ぎると個人で受ける「有料」の任意接種になります。

持ってくるもの

- 母子健康手帳（忘れると接種ができません）
- 予診票

その他の注意

- あらかじめ配布してある「予防接種と子どもの健康」をよく読み、理解した上で受けましょう。
- 接種する乳児の健康状態をよく知っている保護者が連れてきてください。
- 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがありますので、会場でお子さんの様子の観察をお願いします。
- BCG接種後から次の予防接種までは、必ず4週間以上あけてください。

BCG接種ができない人

- これまでに受けた予防接種やけがなどで、ケロイドがある人
 - 免疫機能に異常がある人
 - その他、予防接種をすることが不適当と医師が認めた人
- ※気になることがある場合は、かかりつけの医師に相談するか、意見書を持参してください。

BCG日程表

実施日	対象者	受付時間	場所
7月28日(火)	実施日に3カ月～6カ月未満の乳幼児	午後1時30分～午後2時	泗水公民館

※上記の実施日のうちで、都合が良い日に早めに受けましょう。
※BCG接種は1回接種で終了です。接種の有無は母子健康手帳で確認してください。

Q1 接種期間の「生後6カ月未満までの期間」とは？

A 生後6カ月に達する前日までをいいます。例えば、2月3日生まれの方は8月2日までです。

Q2 病気や入院、海外渡航のために接種できなかった場合も接種できないのでしょうか？

A 市でしている定期接種を受けることはできません。任意接種になり、有料です。

問い合わせ先 健康推進課

おしらせ INFORMATION

問い合わせ

- 本 庁**
菊池市役所 ☎(25)1111
- 総合支所**
菊池総合支所 ☎(25)1111
七城総合支所 ☎(25)1000
旭志総合支所 ☎(37)3111
泗水総合支所 ☎(38)2111

個人住民税が変わりました

個人の住民税を納める人（納税義務者）
1月1日現在で菊池市に住所を有する人

住民税が課税されない人
●均等割も所得割も課税されない人
・生活保護法によって生活扶助を受けている人
・障害者、未成年者、年齢65歳以上の人、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下（給与所得者の年収に直すと2、044千円未満）であった人

均等割がかからない人
●均等割がかからない人
前年の合計所得金額が市の条例で定める金額以下の人
28万円以下（28万円に控除対象配偶者または扶養親族がある場合は、その数に1を加えた数乗じた額に176千円を加えた金額以下）の人
※均等割の納税義務を負う夫

個人の住民税を納める人（納税義務者）
1月1日現在で菊池市に住所を有する人

※年齢65歳以上の人のうち前年の合計所得金額が125万円以下の個人に対する非課税措置は、平成18年度分の個人住民税から段階的に廃止となります。

税 率

- 均等割の税率
 - ・県民税年額1,500円（水とみどりの森づくり税500円を含む）
 - ・市民税年額3,000円
- 所得割の計算方法

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

と生計を同一にするまで、市内に住所を有する人の均等割は、平成17年度分は4,000円の2分の1に水とみどりの森づくり税500円を加えた額（2,500円）を課税、平成18年度分からは全額（4,500円）となります。

●所得割がかからない人
前年の総所得金額等が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、その金額にさらに35万円を加算した金額）以下の人

戦没者などの遺族の皆さんへ 第8回特別弔慰金が支給されます

対象者
戦没者などの死亡当時の遺族で、平成17年4月1日現在で、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族に一人

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹（戦没者などと生計関係を有していなかった人などは除かれます）
4. 上記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限られます）

支給内容 額面 40万円、10年償還の記名国債
請求期間 平成20年3月31日まで

問い合わせ先・請求窓口
菊池総合支所健康福祉課福祉係
七城・旭志・泗水の各総合支所民生課福祉係

6月から「小児救急電話相談」がスタートしました

夜間の子どもの急な病気への対応や応急処置などを相談できる窓口です。

相談員が電話で子どもの様子を伺い、対応法などの助言を行います。

ただし、電話に限られた助言ですので、あくまでも相談する皆さんの判断の参考としてください。

相談窓口
相談時間 毎日、午後7時から午後11時

までの4時間
電話番号
家庭の固定電話（フッシュ回線）の場合
☎#8000（シャープを押して8000）
携帯電話やダイヤル回線の固定電話の場合
☎096（364）9999
相談員 専任相談員（看護師）
問い合わせ先
熊本県地域医療推進課
☎096（383）1111
内線7046

7月のモジモン 健康情報
☎096(385)3300 (24時間)

月：子どもの熱中症
火：熱中症に注意しましょう
水：夏に多い子どもの目の痛み
木：歯ぎしりと歯周病
金：季節感のなくなった子どもの夏かせ
～アデノウイルス感染症を
中心として～
土日：「性のこと考えよう」シリーズ⑧
性交痛について

第12回「輝き大会」 菊池・阿蘇ブロック 大会を開催します

知的障害をお持ちの人・子どもさんが地域の人とふれあい、スポーツの楽しさを体験する「輝き大会」が今年も開催されます。

毎年誰でも楽しんで参加できる競技内容です。

参加を希望する人、興味のある人は、実行委員会事務局まで問い合わせください。

また、ボランティアの募集もしています。

とき
7月9日(土)
午前9時20分～午後2時30分

ところ
合志町総合センター
「ヴィーブル」総合体育館

問い合わせ先
第12回輝き大会菊池・阿蘇ブロック実行委員会事務局
つくしの里
☎096(293)1550
または
菊池総合支所健康福祉課
七城・旭志・泗水の各総合支所民生課

福祉講演会

講演テーマ
「これからのしょうがい福祉のゆくえ」
講師 日本福祉協会政策委員 ならびに学園施設長 最上太一郎氏

シンポジウム
テーマ 「機能と役割」

とき
7月17日(日)
受付 午前9時
開会 午前9時30分
終了 午後3時

ところ
菊池市文化会館小ホール
入場無料

問い合わせ先
コミュニケーションはつす明日
☎(25)66001